

町有財産の売払について

下記のとおり、町有財産を一般競争入札により売払するので、次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 9 日

中泊町長 濱 館 豊 光



記

1. 入札物件に付する事項

普通財産の売却

物件番号	2
所在地 (売払物件名)	中泊町大字今泉字布引 1 1 5 番地 9 7 (旧博物館今泉分館)
面積 (㎡)	建物 校舎棟 1F 871.12㎡ 2F 673.62㎡ 計 1544.74㎡ 渡廊下棟 16.2㎡ (未登記) 土地 3911.46㎡ ※ 敷地内南西に物置 (未登記 概測 14.90㎡) 有。
予定価格 (最低売却価格)	15,709,184円

2. 現場説明会及び入札日時

(1) 現場説明会・日 時 令和4年9月16日(金)午後1時30分

・場 所 中泊町役場 2階 委員会室2

(説明会で入札参加書類を配布する。説明会に参加しない方は、入札に参加できない。)

(2) 入札執行日・日 時 令和4年9月27日(火)午後1時30分

・場 所 中泊町役場 2階 委員会室2

3. 入札保証金

免除 (中泊町契約規則第8条第1項第2号の規定による。)

4. 入札参加者の資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 中泊町に住所を有する個人または法人。国税及び地方税を滞納していない者であるこ

と。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 中泊町財務規則（平成17年3月中泊町規則第62号。以下「財務規則」という。）第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けていない者。
- (6) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
- (7) 新たな産業の創出、地域の活性化、就業の機会を創る目的で使用する者。

5. 入札方法等

- (1) 入札書・封筒は配布する。
- (2) 入札代理人により入札する場合は、委任状を提出のこと。
- (3) 入札執行回数は1回とし、入札参加者が1名の場合であっても入札を行う。

6. 落札者の決定

予定価格以上の額で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札者が2名以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

7. 入札の無効

- (1) 参加資格のない者の入札書
- (2) 入札者が協定していた入札書
- (3) 入札条件に違反していた入札書

8. 契約及び代金の納入

- (1) 契約日 令和4年9月30日（金）
- (2) 代金の納入 入札説明会時にお知らせする。
- (3) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。（代金納入後に返還するが、代金の一部に充当することができる。）

9. 使用上の制限及びその他注意事項

(1) 使用上の制限

- ① 騒音、悪臭、粉塵、土壌汚染、汚水の垂れ流し、特別管理産業廃棄物の保管等著しく近隣環境を損なうことが予想される用地に使用することはできない。
- ② 政治又は宗教的な用途に使用することはできない。
- ③ 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122条）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77条）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けることはできない。

- ④ その他、中泊町が不適切と判断する用途に使用することはできない。
- ⑤ 上記に違反した場合には、契約を解除するものとする。

(2) その他注意事項

- ① 物件の引き渡しは現状有姿のままで行うため、落札者が諸規制について事前に調査確認を行い、必要に応じて消防設備等整備すること。
- ② 対象物件の建物並びにそれらに付属する設備の定期点検や検査、維持管理、補修等は落札者で行うこと。
- ③ 施設の整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の法令を遵守するとともに、その他必要な法令、条例等に基づく手続きを確実に行うこと。
- ④ 施設の整備及び運営にあたっては、地域住民との交流や防災対策への協力など、地域との連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や、周辺の住環境及び環境負荷、安全確保等に十分配慮すること。
- ⑤ 対象物件の活用に関し、隣接土地所有者や地域住民等との調整が生じた場合は全て落札者において行うこと。
- ⑥ 対象物件が、契約締結後に種類・品質・数量その他契約の内容に適合しない場合でも、落札者は売買代金の減免、修補等の追完請求、契約の解除、若しくは損害賠償を求めることはできない。
- ⑦ 対象物件は売買契約の締結の日から2年以内に指定の用途に供し、その後5年間は指定の用途以外の用途に供することはできない。当該期間は売買、贈与、交換、出資、その他目的外使用等による貸付等を禁ずる。
- ⑧ 町は契約の履行状況を確認するため、施設等の使用状況を調査し、または落札者から必要な報告を求めることができることとする。

10. その他

・問い合わせは、中泊町役場財政課管財係まで電話により行うこと。

電話 0173-57-2111 (内線2032, 2034)